

人材募集



貝塚病院正職員

詳しくは、貝塚病院ホームページをご覧ください。

①看護師 若干名

対象 昭和61年4月2日以降に生まれ、看護師免許があるかた

1次試験日・内容

5月14日(土)・口頭試問

2次試験日・内容

5月28日(土)・個人面接

②事務職上級 若干名

対象 昭和62年4月2日以降に生まれたかた

1次試験日・内容

5月14日(土)・基礎能力試験(大卒程度)と適性検査

2次試験日・内容

5月28日(土)・集団面接

③事務職中級 若干名

対象 昭和62年4月2日以降に生まれたかた

1次試験日・内容

5月14日(土)・基礎能力試験(大卒程度)と適性検査

2次試験日・内容

5月28日(土)・個人面接

④いづれも

申込期間 4月11日(月)～28日(木)

試験を省略する場合があります。

税



固定資産税の減免制度

固定資産税・都市計画税の支払いが困難で、次のすべての項目に該当するかに税額の2分の1を減免する制度があります。該当するかたは、毎年申請が必要です。

- ④所有者が自己居住用の家屋とその敷地以外に固定資産を所有していない
- ⑤所有者および所有者と生計を同じくする全員の所得が住民税均等割非課税限度額以下
- 申請期限 納期限「今年度第1期分から申請する場合」は5月31日(火)「まで」
- 持物 納税通知書
- 申請・問合せ先 課税課 072-433-7251 / 7253



固定資産税(土地)の審査申出期間の特例措置

令和3年度に価格が上昇した土地のうち、令和2年度の税額に据え置く特別な措置が講じられた土地は、令和3年度の価格について固定資産評価委員会へ審査申出をすることができ、審査申出期間は、令和3年度の納税通知書を受け取った日の翌日から15カ月経過する日までの間です。

採用日 7月1日(金)

申込・問合せ先 貝塚病院 総務課 072-438-5502

貝塚病院運営審議会委員

貝塚病院運営審議会は、学識経験者や市民などで構成し、貝塚病院の運営について審議・調査などを行っています。

対象

4月1日現在、市内に居住し、住民登録・外国人登録がある20歳以上のかた(他の審議会などの委員・市議会議員・市職員は除く)

定員

1人

任期

委嘱後2年間

開催日

年2回(平日午後)

応募方法

用紙(※)に住所・氏名・年令・電話番号・経歴・応募理由・病院について意見を記入し、フックス・Eメール・郵送・持参で

※書式は自由。ホームページからダウンロード可。

締切 4月28日(木)必着

※結果は、応募者全員に通

知しませ

応募・問合せ先 〒597-0015 堀3-10-20 貝塚病院総務課 072-422-5865 FAX 072-439-6061 Eメール hsdpsom@city.kai.zuka.lg.jp

水なす十きくア카데미

市の特産品の水なすときくなどの栽培技術を学びませんか! JA大阪泉州管内での就業を目指すかたを対象に、座学+プロの農業者の下で実践講座がスタートします!

詳しくは、大阪府ホームページ(下記)を確認ください。

①就業検討コース

対象 将来就業できるか、今の仕事を続けながら適性を試したいかた

※コース修了後、就業を目指す場合は、就業準備コースを受講してください。

②就業準備コース

対象 JA大阪泉州管内で、水なす十きくを生産者として本格的に就業を希望するかた

定員 若干名(面接選考あり)

内容 面接(7~8月)・講義(8月)・実習(10月)・講座(7月)

①いづれも 受講料 無料(交通費など実費負担あり)

締切 6月20日(月)

申込・問合せ先 大阪府泉州農と緑の総合事務所農の普及課 072-439-0167



「コロナ生活相談コールセンター」を開設

新型コロナウイルス感染症の影響による、生活の不安や経済面の問題を抱えるかたに向けて「コロナ生活相談コールセンター」を開設しました。どこに相談していいかわからない場合は、ぜひご相談ください。関係各課・機関など、適切な窓口をご紹介します。



日時 月～金曜午前9時～午後5時(祝日除く)
相談・問合せ先 コロナ生活相談コールセンター 050-5211-7947、ID31344

新型コロナウイルス感染症により自宅療養されているかたなどへ食料品・日用品を支援します

新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者となり、世帯員全員が自宅から出られなくなった場合、買い物代行の支援やインターネットなどでの買い物が困難なかたに対し、食料品・日用品を無償で提供します。事前に申込みが必要です。詳しくは、お問合せください。

申込日時 月～金曜午前9時～午後4時(祝日除く)
申込・問合せ先 貝塚市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援センター 072-433-7072、Fax072-432-2482(聴覚障害のあるかた)

消費者のつどい

5月は消費者月間です。今年の全国統一テーマは「考えよう!大人になるとできること、気を付けること~18歳から大人に~」です。

市では、消費生活研究会とともに消費者のつどいを開催します。今回は、「特殊詐欺」についてお話しします。

日時 5月11日(水)午後1時30分~3時
場所 市役所6階多目的ホール
テーマ 「特殊詐欺について(仮題)」
参加費 無料
定員 50人(定員になり次第締切)
締切 4月22日(金)
申込 氏名・住所・電話番号を電話またはファックスで
※手話通訳が必要なかたは申込み時に申出てください。
申込・問合せ先 市民相談室 072-433-7085、Fax072-433-7088

お茶の間消費生活だより(108)

「解約したはず!」「契約していない!」「サブスク」の請求トラブルに注意!

サブスク(サブスクリプション)とは、一定額を定期的に支払うことにより、商品やサービスを一定期間利用することができるサービスのことを指します。一度契約をすると、解約しない限り自動的に支払いが継続します。

◆事例
①動画配信サービスの解約を忘れ、利用していないのに代金を請求された。
②通販サイトの有料会員に登録したメールアドレスが分からず、解約できない。
③1週間の無料体験のためにダイエツトトレーニングアプリをダウンロードした後、退会したと思っていたのに継続料金になっていた。

◆アドバイス
「無料体験」「無料おためし」の広告をきっかけにサブスクを申込み、無料期間や無料の条件、事業者名、サービス内容、解約方法をよく確認してから契約しましょう。

・解約する場合は、業者のホームページなどで手続き方法を確認しましょう。申込み際の登録情報は解約手続きに必要となるので忘れないようにしましょう。スマートフォンアプリの場合は、アプリを削除(アンインストール)するだけでは解約できません。
・現在利用していないサブスクの支払いがないか、クレジットカードなどの明細は毎月確認しましょう。

相談・問合せ先 消費生活センター(市民相談室) 072-433-7190